第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	
	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	
	当該掲示を始めた	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	判決書又は人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二十九条第三項の規定により読み替えて適用する第二百五十四条第二項の調書
第百三十二条の七	記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）	記録
	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書

第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百五十二条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）	次に掲げる事項を記載した判決書
第二百五十二条第二項	記録	記載
第二百五十三条第一項及び第二百五十四条第一項	電子判決書	判決書の原本
第二百五十四条第二項	電子判決書	判決書
	電子調書に記録させなければ	調書に記載させなければ
第二百五十五条第一項	電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）	判決書
	規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条、第五項、第二百八十五条、第三百七十八条、第百七十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）	調書
第二百五十五条第二号	電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの	判決書の正本
第二百五十五条第三号	第百九条の二の規定による	前条第二項の調書の謄本の
第二百五十六条第三項	電子呼出状（第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）	呼出状